

基発第 0213001 号

平成 18 年 2 月 13 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

「自動車運転者の労働条件改善のための陸運関係機関との相互通報制度について」の一部改正について

平成元年 3 月 27 日付け基発第 145 号「自動車運転者の労働条件改善のための陸運関係機関との相互通報制度について」については、平成 14 年 2 月にタクシーの需給調整規制が廃止された以降のタクシー運転者の労働条件の実態等にかんがみ、事業所管官庁である国土交通省との間で平成 17 年 5 月に連絡調整会議を設置し、タクシー事業者に対する法令遵守等に関する指導のあり方について検討を行い、相互通報制度について別表右欄を左欄のとおり改正し平成 18 年 4 月 1 日から運用することとしたので、了知の上、効果的な実施に遺憾なきを期されたい。

別表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">基発第 145 号 平成元年 3 月 27 日 改正 基発第 0213001 号 平成 18 年 2 月 13 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局長</p>	<p style="text-align: center;">基発第 145 号 平成元年 3 月 27 日</p> <p>都道府県労働基準局長 殿</p> <p style="text-align: center;">労働省労働基準局長</p>
<p>自動車運転者の労働条件改善のための<u>地方運輸機関</u>との相互通報制度について</p> <p>自動車運転者の労働条件改善のための<u>地方運輸機関</u>との相互通報制度については、これまで平成元年 3 月 27 日付け基発第 145 号「<u>自動車運転者の労働条件改善のための陸運関係機関との相互通報制度について</u>」によりその運用を図ってきたところであるが、<u>国土交通省との間で平成 17 年 5 月に設置された連絡調整会議における検討を踏まえ、今後は、下記に示すところにより、本制度を的確に実施し、自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図ることとされたい。</u></p> <p>なお、本件については、別紙のとおり国土交通省自動車交通局長から地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）に対して通知されているので申し添える。</p>	<p>自動車運転者の労働条件改善のための<u>陸運関係機関</u>との相互通報制度について</p> <p>自動車運転者の労働条件改善のための<u>陸運関係機関</u>との相互通報制度については、これまで昭和 55 年 9 月 30 日付け基発第 533 号「<u>自動車運転者の労働条件改善のための陸運関係機関との相互通報制度について</u>」によりその運用を図ってきたところであるが、<u>今般、新たに「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年 2 月 9 日労働省告示第 7 号。以下「改善基準」という。）が告示されたことに伴い、本職と運輸省地域交通局長及び貨物流通局長との間で別紙「<u>自動車運転者の労働条件改善のための相互通報について</u>」のとおり覚書を交わしたところである。</u></p> <p><u>については、今回改善基準が告示された経緯等を踏まえ、下記事項に留意の上、本制度の的確な実施により、自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図ることとされたい。</u></p> <p><u>なお、上記昭和 55 年 9 月 30 日付け基発第 533 号通達は、本年 3 月 31 日をもって廃止する。</u></p> <p><u>おって、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第 8 条の規定による陸運関係機関へ通報については、昭和 43 年 1 月 22 日付け基発第 20 号「<u>土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の施行について</u>」に基づき従来どおりの運用をすることとしているので念のため申し添える。</u></p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施の時期 本通達に基づく通報制度は、<u>平成 18 年 4 月 1 日</u>から実施すること。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施の時期 本通達に基づく通報制度は、<u>平成元年 4 月 1 日</u>から実施すること。</p>

## 2 通報の方法

都道府県労働局長は、管下の労働基準監督署長からの監督結果等の報告を取りまとめ、当該都道府県労働局の所在地を管轄する地方運輸支局を経由して、関係地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)あて通報すること。

なお、地方運輸機関からは、関係地方運輸局長より当該事案を管轄する地方運輸支局を経由して、都道府県労働局長あて通報されることになっていること。

## 3 通報事案

### (1) 労働基準監督機関から地方運輸機関への通報事案

臨検監督の結果、自動車運送事業者について道路運送法及び貨物自動車運送事業法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認められたもの。

### (2) 地方運輸機関から労働基準監督機関への通報事案

監査の結果、自動車運送事業者について労働基準法、最低賃金法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年2月9日労働省告示第7号)及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認められたもの。

## 4 通報事案の処理

(1) 地方運輸局長から通報を受けた事案については、原則としてすべての事業場に対し監督指導等所要の措置を講じ、その結果を回報すること。

(2) 都道府県労働局から地方運輸機関へ通報した事案のうち、地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)において道路運送法及び貨物自動車運送事業法の規定に基づく処分等が行われたものについては、その結果を回報されること。

## 5 地方運輸機関との連携

(1) 各都道府県労働局においては、本制度の実効を期するため、地方運輸機関との連携を一層密にするとともに、相互に情報を交換し、必要な措置を講ずること。

(2) 地方運輸局の所在地を管轄する都道府県労働局にあつては、必要に応じ当該地方運輸局と協議機関を設置する等により、本制度の円滑な運用が図られるよう連絡調整に努めること。

## 2 通報の方法

都道府県労働基準局長は、管下の労働基準監督署長からの監督結果等の報告を取りまとめ、当該都道府県労働基準局の所在地を管轄する陸運支局を経由して、関係地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)あて通報すること。

なお、陸運関係機関からは、関係地方運輸局長より当該事案を管轄する陸運支局を経由して、都道府県労働基準局長あて通報されることになっていること。

## 3 通報事案

### (1) 労働基準監督機関から陸運関係機関への通報事案

臨検監督の結果、自動車運送事業者について道路運送法及び貨物自動車運送事業法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認められたもの。

### (2) 陸運関係機関から労働基準監督機関への通報事案

監査の結果、自動車運送事業者について労働基準法、改善基準及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認められたもの。

## 4 通報事案の処理

(1) 地方運輸局長から通報を受けた事案については、原則としてすべての事業場に対し監督指導等所要の措置を講じ、その結果を回報すること。

(2) 都道府県労働基準局から陸運関係機関へ通報した事案のうち、地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)において道路運送法及び貨物自動車運送事業法の規定に基づく処分等が行われたものについては、その結果を回報されること。

## 5 陸運関係機関との連携

(1) 各都道府県労働基準局においては、本制度の実効を期するため、陸運関係機関との連携を一層密にするとともに、相互に情報を交換し、必要な措置を講ずること。

(2) 地方運輸局の所在地を管轄する都道府県労働基準局にあつては、必要に応じ当該地方運輸局と協議機関を設置する等により、本制度の円滑な運用が図られるよう連絡調整に努めること。

(別添参照)

自動車運転者の労働条件改善のための相互通報について

平成元年3月27日

運輸省地域交通局長 阿部雅昭

運輸省貨物流通局長 大塚秀夫

労働省労働基準局長 野崎和昭

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、運輸省の陸運関係機関と労働省の労働基準監督機関は、下記により監査又は監督の結果を相互に通報し、これに基づき所要の措置を講ずる等相互の連絡協力を一層緊密に行うものとする。

記

- 1 陸運関係機関は、監査の結果、自動車運送事業者について、労働基準法、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年2月9日労働省告示第7号)及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認める場合には、労働基準監督機関にその旨を通報することとする。
- 2 労働基準監督機関は、臨検監督の結果、自動車運送事業者について道路運送法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認める場合には、陸運関係機関にその旨を通報することとする。
- 3 上記の通報を受けた陸運関係機関又は労働基準監督機関は、それぞれ所要の措置を講じ、その結果を速やかに回報することとする。

国自総第506号  
国自旅第238号  
国自貨第105号  
平成18年2月13日

地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

### 自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について

自動車運送事業における自動車運転者の労働条件については、これまで「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成元年3月29日付け、地総第143号、貨政第105号）により指導を推進してきたところであるが、自動車運送事業における事故の防止及び輸送サービスの一層の向上を図るためには、事業の適正な運営を確保するとともに、それを支える労働者の適切な労働環境の確保を図っていく必要があることから、今般、厚生労働省と連絡調整会議を行い、下記により取り扱うこととしたので遺漏なきよう対応されたい。また、今後とも、労働基準監督機関との連絡を図り、本制度の実効を期することとされたい。

なお、本件については、厚生労働本省から都道府県労働局長に対して通知されているので念のため申し添える。

また、「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成元年3月29日付け、地総第143号、貨政第105号）は平成18年3月31日限りで廃止する。

### 記

#### 1. 実施時期

本制度は平成18年4月1日から実施すること。

#### 2. 通報の方法

地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、別紙1の様式により、当該事業を管轄する運輸支局長（兵庫陸運部長及び沖縄総合

事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。)を經由して、関係都道府県労働局長あて通報すること。

なお、労働基準監督機関からは、関係都道府県労働局長より当該事案を管轄する運輸支局長を經由して、地方運輸局長あて通報がある。

### 3. 通報すべき事案

労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」記第3「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認められるもの。

### 4. 通報事案の処理

- (1) 都道府県労働局長から通報された事案については、必要に応じ監査を実施し、処分を行った場合には、その結果を別紙2の様式により回報すること。
- (2) 地方運輸局長から関係都道府県労働局長へ通報した事案のうち、所轄労働基準局において労働基準法の規定に基づく処分等が行われたものについては、その結果について回報がある。

### 5. 関係都道府県労働局との連携

- (1) 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）は、関係都道府県労働局との連携を密にし、本制度の実効を期するため、次の事項について相互に情報を交換し、必要な措置を講ずること。

ア 労働基準監督機関が行う一斉監督の実施結果等自動車運送事業に係る監督の一般的情報

イ 労働基準監督機関が行う監督の過程で労働条件と関連し、道路運送法及び貨物自動車運送事業法上問題があると認められた事項

ウ 地方運輸局及び運輸支局の自動車運送事業者に対する監査等のうち労働条件に関連のあるものの状況

エ その他本制度の実効を高めるための必要な事項

- (2) 地方運輸局は、その所在地の都道府県労働局と協議機関を設置する等により、本制度の円滑な運用が行われるよう連絡調整を図ること。

### 6. その他

労使間において紛争中の事業者に関する指導の取扱いについては、労使間の紛争に対する介入とならないよう慎重を期すること。

## 自動車運送事業の労働条件改善のための通報

番 号  
平成 年 月 日

都道府県労働局長 殿

運輸局長

「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成 年 月 日付け国自総第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に基づき、下記のとおり通知する。

## 記

違反事業所	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	使用者氏名	
違反事実の概要		
備考	取 扱 運 輸 支 局	

自動車運送事業の自動車運転者の処分結果通知

第 号  
平成 年 月 日

都道府県労働局長 殿

運輸局長

平成 年 月 日付け第 号により通知のあった者に対し、別添写しのとおり処分したので通知する。